

第5章 実現化に向けての取組み

1. 本計画に基づくまちづくり推進の基本的な考え方

本計画は、都市計画やまちづくりの指針であり、本計画に基づき、都市計画の決定・変更、都市計画事業の実施、各種まちづくり施策の推進を図るとともに、民間開発等の適切な規制誘導や、地域のまちづくりに関する各種のルールづくりなど、ハード・ソフト両面にわたる総合的な施策の推進を図っていきます。

計画の実現に際しては、市民（市民・事業者等）の満足度の高いまちづくりを目指し、市民と行政の協働のもと、連携してまちづくりを推進していきます。

2. 先導的プロジェクトの推進

将来都市像『一豊かな心で幸せつむぐー 人が輝く あかがねのまち にいはま』の実現に向けて、まちの魅力を高める有効なプロジェクトの推進を図り、まちの活性化を加速化していくことが重要であり、第六次長期総合計画の重点プロジェクトも踏まえつつ、以下の3つの先導的なプロジェクトを位置づけ、これら事業を積極的に進めていくこととします。

【先導的プロジェクト】

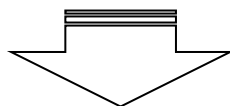
■第六次長期総合計画の方向性

<将来都市像>

一豊かな心で幸せつむぐー 人が輝く あかがねのまち にいはま

<重点プロジェクト>

- 新たな雇用の創出と産業を支える人づくりに努め、地元産業を振興
- 居住地・観光地としての魅力を高め、関係人口を創出し、交流人口・定住人口を拡大
- 浜っ子を増やすため、結婚・出産・子育て支援を充実するとともに、健康長寿社会を実現
- 市域・組織を越えた連携を進め、地域特性を踏まえた時代に合ったまちづくりを推進（安全・安心のまちづくり、協働のまちづくり等）



コンパクトなまちづくりの推進

防災・減災対策の推進

新たな工業地の形成

(1) コンパクトなまちづくりの推進（立地適正化計画の推進）

立地適正化計画に基づく施策の推進により、都市機能誘導区域の利便性や居住誘導区域の人口密度の維持増進を図り、効率的効果的な都市運営に資するコンパクトなまちづくりを推進します。

1) 都市機能の維持・確保及び都市拠点等のにぎわい強化に係る施策の推進

都市機能誘導区域内で位置づけられた都市機能誘導施設について、都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用し、既存施設の維持や立地誘導を図ります。

J R新居浜駅周辺は、玄関口としての立地性を生かし、総合文化施設を核とした文化交流によるにぎわいが感じられる拠点としての集積を図ります。J R新居浜駅南地区においては、優れた立地性を生かし、駅南北の一体的な利用による、都市拠点地区としての機能の向上に向けた取組を推進します。また、にぎわい強化に向けて集客力のある施設等の誘致を推進します。

一宮町・繁本町周辺地区は、公共施設の集積や既存の公園、歴史文化資源を生かし、子育て層も含むまちなか居住を促進する拠点として、魅力ある拠点地区の環境形成を進めていきます。

都市拠点内の公共施設や地域資源等を結ぶ散策ルート、空き地等を生かしたポケットパーク等の設置など、拠点内の集客・滞留を高める歩行・回遊環境の充実を進めます。公共施設再編計画に基づく公共施設の再編や施設活用、空き地等の低未利用地の活用を図りつつ、都市機能の立地誘導やにぎわいある環境形成を進めます。

また、都市機能誘導区域外においては、当該都市機能誘導施設に係る開発・建築等について、届出制度により、立地を抑制していきます。

2) 居住機能の維持・確保に係る施策の推進

居住誘導区域内のまちなか居住の促進に向けて、都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用し、まとまった規模の居住機能の立地誘導を図ります。

公園長寿命化計画等に基づく都市公園等の充実や、空き地等を生かしたオープンスペースの整備・検討、子育て世帯・若者層に対する各種支援制度の充実・検討など、居住環境の向上と定住の促進を図ります。

公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅の集約化と、居住誘導区域内の市営住宅について、建替え等を図るとともに、空家等対策計画に基づき、居住誘導区域内で重点的に空き家活用の促進を図ります。

また、居住誘導区域外においては、地域特性を生かしたまちづくりの在り方について検討し、まとまった住宅開発等について、届出制度により、立地を抑制していきます。

3) 拠点利用を高める公共交通網の強化に係る施策の推進

地域公共交通網形成計画も踏まえつつ、効率よく都市拠点へアクセスするバス路線網の見直しや、路線バスとデマンドタクシーを相互に利用しやすい環境の充実、サイクル&バスライドの推進、バスロケーションシステムの導入など、利用者の利便性を十分に考慮した都市拠点を利用しやすい公共交通ネットワークの充実を図ります。

(2) 防災・減災対策の推進

国土強靱化地域計画及び地域防災計画に基づく施策の推進により、防災・減災対策の強化や、防災体制の充実を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

南海トラフ地震等による地震・津波・高潮や、集中豪雨等による浸水・土砂災害等に備え、海岸保全施設、河川・排水施設、防災重点ため池の整備や老朽化対策、土砂災害対策事業とともに、緊急輸送道路のネットワーク化やライフラインの強化など、多面的な整備を推進します。さらに、(都)西町中村線、(都)郷桧の端線、(都)宇高西筋線、(都)上部東西線について、整備を促進します。

建築物の耐震化や防災上危険な密集市街地等の防災性の向上などに努めるとともに、避難所施設・物資の整備を推進します。

消防団の活性化や、防災士の養成とともに、防災教育・訓練等を通じた自主防災体制の強化を図ります。

津波避難計画の策定、復興まちづくり計画の策定とともに、災害危険性の低い地域への居住誘導や、液状化現象等様々な事態を視野に入れた対策検討など、一層の減災対策や円滑な復興を見据えたまちづくり方策を検討していきます。

(3) 新たな工業地の形成

工業用地の新規需要に対する用地確保が必要な状況になっているとともに、定住と地域経済を支える雇用・産業基盤の強化が重要であることから、新たな雇用創出と地域産業の振興につながるような、新たな工業地の形成を推進します。

臨海部の工業地に隣接する磯浦地区や、広域交通の結節点である新居浜インターチェンジ付近、国道 11 号、(都)郷桧の端線沿道や本市西部に位置するテクノパーク等において、土地利用状況、周辺環境等への影響に十分配慮した上で、特定用途制限地域(産業居住地区)の適用や用途地域への指定を検討し、新たに内陸型工業用地の整備を推進するとともに、工業集積地を支える道路ネットワークの充実を図ります。

3. 協働のまちづくりの推進方策

市民（市民・事業者等）との協働のまちづくりの推進に向けては、具体的なまちづくり活動の『気運づくり』や『活動の支援』とともに、『優良な活動の活性化』が重要であり、以下のような取組みの誘導と支援を図っていきます。

1) 情報発信や多様な学習・参画機会の拡充による『気運づくり』

まちづくりや都市計画に関する理解・関心の醸成や地域のまちづくり活動の活性化につながるよう、多様な媒体を活用しつつ、各種の市政・計画情報等の積極的な発信を図るとともに、パブリックコメントやアンケート調査等を通じた意見の把握・反映や、各種委員会等への市民委員の公募など、まちづくりへの様々な参画機会の拡充を図ります。

専門家等による講演会・シンポジウム等の開催や、市職員等による出前講座など、多様な学習機会を拡充することにより、優良な活動や事例の紹介等を図り、市民の主体的なまちづくり活動の気運の醸成につなげていきます。

2) 地域の様々な課題解決につながる『活動の支援』

住民が各地域の様々な課題に対して、主体的に地区のルールや計画づくりや、具体的なまちづくり活動・事業を行うに際して、アドバイスや情報の提供、各種支援制度の紹介、人材派遣の支援、様々な関係機関・支援組織等との連携調整、活動の支援など、関係部署と連携しつつ、総合的な観点から支援していきます。

事業者による地域への貢献は、まちの活力となり、まちづくりにも大きな影響力を与えることとなります。そこで、事業者、NPO、まちづくり協働オフィスなどの民間活力を積極的に取り入れ、ネットワークの強化や連携を図りつつ、民間のノウハウを有効活用した市民活動の活性化を支援していきます。

3) 地域資源を生かし地域への愛着と誇りを育む『優良な活動の活性化』

協働のまちづくりを推進するためには、地域の魅力が向上するなど、取組みの効果が実感できるような活動の活性化を図ることが大切です。自然・田園・歴史文化資源や各種公共施設・公園等の地域資源を生かしながら、地域の魅力ある環境づくりやコミュニティ活動が活発化するような、地域への愛着と誇りを育む優良な活動の活性化を支援していきます。

各地域のまちづくりに対して、都市計画提案制度や、地区計画、景観計画の活用、各種まちづくり協定（建築協定、緑地・緑化協定、景観協定等）の活用など、既存制度の活用を積極的に支援していくとともに、市民主体の優良なまちづくり活動に対する支援の充実について検討していきます。

4. 計画の進行管理に関する方針

(1) 効果的なまちづくりの推進

1) 官民協働のまちづくりの推進

事業性や波及効果の高い施設の整備・運営や、財政負担の軽減など、効果的にまちづくりを進めるためには、企業・市民等の多様な民間組織と協働したまちづくりの推進が有効であり、PFI、PPP の検討や、市民・市民団体等が主体となったイベント等運営やエリアマネジメントなど、様々な官民協働のまちづくり事業を推進します。

2) 公共施設・公有地等の有効活用

効果的なまちづくりの観点からは、既存の低未利用の公共施設、公共施設内スペース、公有地等の有効活用が望まれることから、各地域のまちづくりの動きや事業ニーズを踏まえつつ、本計画の実現に資する場合には、公共施設再編計画等との調整のもと、まちづくりへの積極的な活用を検討していきます。

(2) 計画の進行管理と見直し

本計画の進行管理については、計画（Plan）に基づき、施策の段階的な実施（Do）を図るとともに、実施した施策・事業の効果を点検・評価（Check）し、必要に応じて修正・見直し（Act）を図るなど、適切な計画の実施と、計画への柔軟なフィードバックを図っていきます。

本計画は、概ね 10 年毎に見直しを図ることを基本としますが、長期総合計画等の上位方針が変わった場合や、社会・経済情勢やまちづくりに関する市民意向等が大きく変化した場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

